

(別添 1)

長崎国際大学における修学上の配慮に関する申請手続きについて

本学では、障がいの有無に関わらず、すべての学生が、有意義な学生生活を送ることができるよう、質の高い教育を受ける機会を保証しています。その実現を目指し、個々の学生の教育的ニーズに応じた様々な支援の提供をするために、組織的かつ総合的な学生支援の体制づくりに取り組んでいます。

したがって、本学のすべての学生は、必要に応じて大学に対し修学上の配慮の申請を行うことができます。申請の具体的手続きについては、次の通りです。

1. 配慮申請対象者

本学学生及び入学予定者（休学及び停学者を除く）

2. 配慮申請の流れ

1) 「修学上の配慮に関する申請書」の提出（配慮を希望する方のみご提出ください）

修学上の配慮を希望する者は、大学ホームページにある所定の申請書に記入し、配慮が必要な理由を証明できる書類（診断書、障害者手帳の写しなど）を添付し、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターに提出します。

2) 申請内容に基づく修学上の配慮に関する協議

①個別面談の実施

申請書の内容に基づき、必要とされる配慮内容についての聴き取りのための個別面談を実施します。

②合理的配慮の提供内容検討会議の実施

提供する配慮内容については、申請書及び個別面談の内容に基づき、「合理的配慮の提供内容検討会議」を開き、その配慮内容実施の可能性や妥当性を検討した上で、決定します。

3) 配慮内容の決定と通知

決定した配慮内容を申請者に通知し、確認を行います。申請者は、通知内容について合意ができない場合には、大学及び第三者機関に申し立てをすることができます。

4) 教職員の情報共有

同意された決定事項に関しては、全教職員に周知し、修学上の配慮を実施いたします。

【修学上の配慮申請に関するお問い合わせ】

- キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター 保健室（月曜日～金曜日/9：00～17：00）
電話：0956-20-5835（直通） / 0956-39-2020（代表）

(2019. 11. 15)